

豊橋市原町地内における土壌汚染について

株式会社デンソーが原町地内の豊橋東製作所において、土地を掘削する前に、土壌汚染状況調査を実施したところ、その一部からふっ素及びその化合物による土壌汚染が判明した旨、報告がありました。

市は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導してまいります。

1 内容

- (1) 報告者
株式会社デンソー
- (2) 報告年月日
令和6年1月24日
- (3) 汚染が判明した土地の所在地
豊橋市原町字地蔵免1番1の一部
- (4) 報告の根拠
土壌汚染対策法（以下「法」という。）第3条第8項
- (5) 調査結果
ア 土壌溶出量

次表のとおり法に基づく土壌溶出量基準を1地点で超過しました。

特定有害物質名	基準超過地点 測定結果	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	基準超過数 /調査地点
ふっ素及び その化合物	1.2mg/L (1.5倍)※	0.8mg/L以下	0～0.5m	1/13

※（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

- イ 土壌含有量
法に基づく土壌含有量基準に適合しました。
- ウ 地下水
法に基づく地下水基準に適合しました。

(6) 当該地の現在の状況

土壌汚染が判明した場所は、アスファルト舗装及び不透水シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水による汚染の拡散のおそれはありません。

[＜裏面へ＞](#)

問合せ先 環境部 環境保全課 主幹 兵藤（電話 51-2393）

2 今後の対応

報告者は、汚染土壌の掘削除去及び地下水調査を実施する予定です。
市は、周辺地域における飲用井戸の有無を調査して、法に基づき汚染場所を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 報告者の連絡先

株式会社デンソー

安全衛生環境部 環境推進室 生産環境課（渡辺、神納）

住所 刈谷市昭和町一丁目1番地

電話 0566-25-5511

<参考>

土壌溶出量基準

汚染した土壌から法に基づく特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康への影響に対して法に定められている基準で、70年間1日2Lの地下水を飲用し続けることを想定して設定されています。

ふっ素及びその化合物

土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として法で定められています。